

高齢者支援センター
居宅介護支援事業所 各位

八戸市福祉部高齢福祉課

要支援者における認定情報提供方法の変更について

高齢福祉課の地域包括支援センターシステムの運用見直しに伴い、令和5年4月1日から要支援者における認定情報（主治医意見書・認定調査票の写し）の提供方法を次のとおり変更します。

	変更前	変更後
情報提供窓口	高齢福祉課（キャビネット）	介護保険課（窓口）
情報提供請求	不要	必要 （要介護者と同じ）
情報提供請求者	—	・ <u>高齢者支援センター</u> ・ <u>高齢者支援センターから業務を受託している居宅介護支援事業所</u>
要介護⇒要支援となった場合	高齢福祉課から事業所へ連絡	連絡は行わない

- ※ 主治医意見書及び認定調査票の写しについては、運営基準上、必ず具備すべきものとされておりません。必要な場合にのみ請求してください。
- ※ 居宅介護支援事業所は、認定の更新により利用者が要介護から要支援となる可能性がある場合は、事前に高齢者支援センターへ要支援になる可能性があることを連絡するとともに、予防プランを作成し、要支援となった場合には、速やかに居宅届の提出、高齢者支援センターと委託契約の締結等を行ってください。

八戸市福祉部 高齢福祉課 八戸市地域包括支援センター
担当：松井・村本
電話：0178-43-9189